茅ヶ崎市地域防災計画　特殊災害対策計画（修正素案）　新旧対照表

新	旧
第２章　共通対策 第２節　災害情報受伝達体制の充実 第１　災害情報受伝達体制の充実 （略） ２　広報媒体 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 （7）必要によりチラシ等を作成し、配布又は掲示の実施 （略）	Ｐ２３６ 第２章　共通対策 第２節　災害情報受伝達体制の充実 第１　災害情報受伝達体制の充実 （略） ２　広報媒体 （1）略 （2）略 （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 （7）必要によりチラシ、臨時広報紙等を作成し、配布又は掲示の実施 （略）
第３章　火山災害対策 第１節　火山の概要 （略） 第２　富士山の概要 （略） 気象庁では、噴火警戒レベルは「１（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、令和〇年〇月末日現在、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 （略）	Ｐ２４０ 第３章　火山災害対策 第１節　火山の概要 （略） 第２　富士山の概要 （略） 気象庁では、噴火警戒レベルは「１（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、平成２９年８月末日現在、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。 （略）
第３章　火山災害対策 第２節　火山情報の伝達体制等 （略） 第１　噴火警報等の発表 （略）	Ｐ２４２ 第３章　火山災害対策 第２節　火山情報の伝達体制等 （略） 第１　噴火警報等の発表 （略）

新

３　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況

（略）

６　噴火警報等の通報及び伝達体制

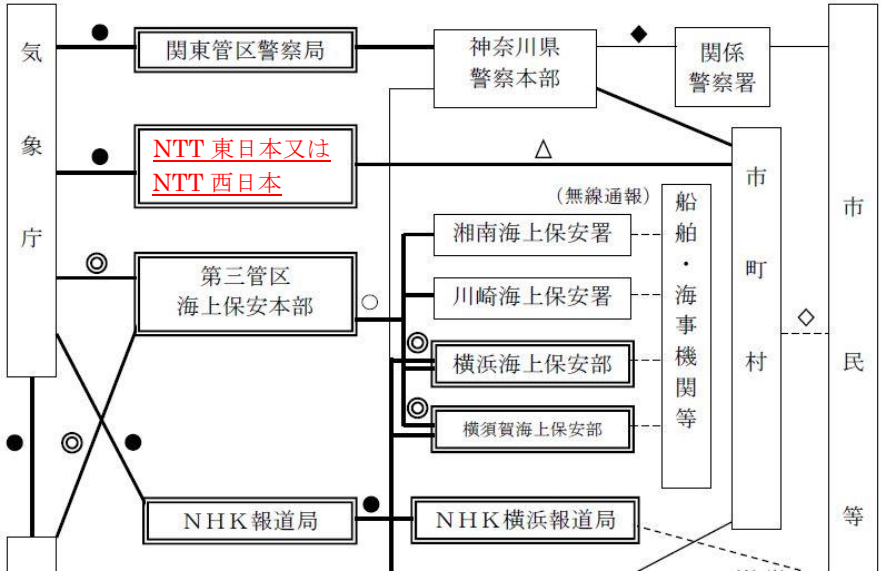

（略）

旧

３　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況

（略）

６　噴火警報等の通報及び伝達体制

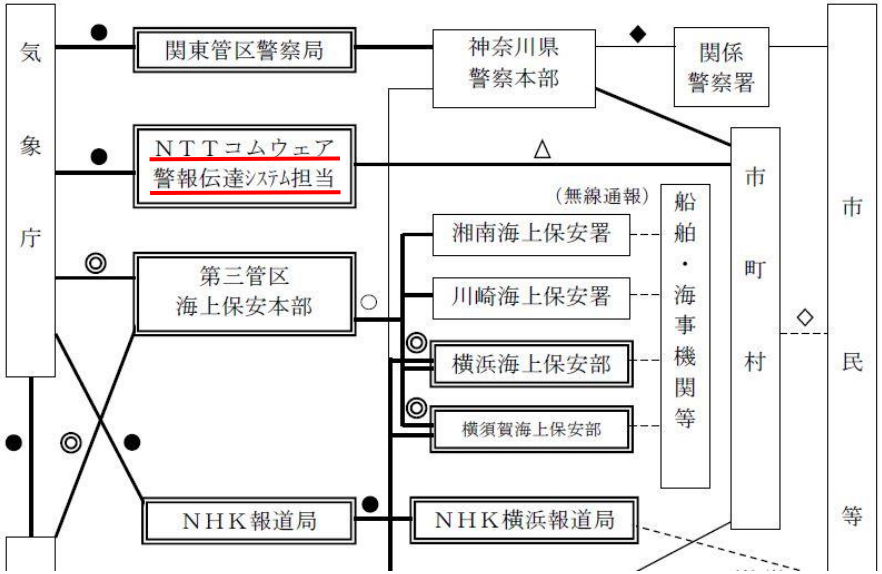

（略）

第３章　火山災害対策 第３節　予防対策	Ｐ２４６ 第３章　火山災害対策 第３節　予防対策

新	旧
第６　防災知識の普及・啓発 （略） ２　園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 保育園、幼稚園、学校等は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。	第６　防災知識の普及・啓発 （略） ２　園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 学校等は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。
第３章　火山災害対策 第４節　災害時の応急対策活動 （略） 第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制 （略） ２　災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）	Ｐ２４７ 第３章　火山災害対策 第４節　災害時の応急対策活動 （略） 第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制 （略） ２　災害対策本部の設置 市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）
第４章　海上災害対策 第２節　災害時の応急対策活動 （略） 第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制 （略） ２　災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）	Ｐ２５４ 第４章　海上災害対策 第２節　災害時の応急対策活動 （略） 第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制 （略） ２　災害対策本部の設置 市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）
第５章　航空災害対策 第２節　災害時の応急対策活動	Ｐ２６１ 第５章　航空災害対策 第２節　災害時の応急対策活動

新	旧
（略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）	（略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）
第６章　鉄道災害対策 **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）	Ｐ２６７ **第６章　鉄道災害対策** **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）
第７章　道路災害対策 **第１節　予防対策** （略） **第１　道路の安全確保** （略） **２　道路施設等の整備** (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。	Ｐ２７１ **第７章　道路災害対策** **第１節　予防対策** （略） **第１　道路の安全確保** （略） **２　道路施設等の整備** (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。 (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。

新	旧
(3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 （略） **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）	道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。 （略） **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。 （略）
第８章　放射性物質災害対策 **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、市災害対策本部を設置します。 （略）	Ｐ２８０ **第８章　放射性物質災害対策** **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置** 市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、市災害対策本部を設置します。 （略）
第９章　危険物等災害対策 **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置**	Ｐ２８７ **第９章　危険物等災害対策** **第２節　災害時の応急対策活動** （略） **第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制** （略） **２　災害対策本部の設置**

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、災害対策本部を設置します。
（略）</td><td>市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、災害対策本部を設置します。
（略）</td></tr>
<tr><td>第１０章　大規模火災対策
第２節　災害時の応急対策活動
（略）
第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制
（略）
２　災害対策本部の設置
市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第２３条の２第１項に基づき、市災害対策本部を設置します。
（略）</td><td>Ｐ２９３
第１０章　大規模火災対策
第２節　災害時の応急対策活動
（略）
第２　災害対策本部の設置及び広域応援体制
（略）
２　災害対策本部の設置
市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第２３条第１項に基づき、市災害対策本部を設置します。
（略）</td></tr>
<tr><td>第１１章　竜巻等突風災害対策
第１節　竜巻の概要
（略）
第１　竜巻の概要
竜巻の発生件数は、年間約２０件であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り８回になります。

＜主な突風被害＞
<table>
<tr><th></th><th>年月日</th><th>被害地</th><th>人的被害</th><th>住家被害</th><th>藤田スケール</th></tr>
<tr><td>13</td><td>平成 29 年 8 月 7 日</td><td>愛知県豊橋市</td><td>死者 0 名
負傷者 3 名</td><td>全壊 3 棟
半壊 6 棟</td><td>F2</td></tr>
<tr><td>14</td><td>令和元年 10 月 12 日</td><td>千葉県市原市</td><td>死者 1 名
負傷者 9 名</td><td>全壊 12 棟
半壊 23 棟</td><td>F2</td></tr>
<tr><td>15</td><td>令和元年 12 月 2 日</td><td>神奈川県横浜市</td><td>死者 0 名
負傷者 1 名</td><td>全壊 0 棟
半壊 0 棟</td><td>F0</td></tr>
<tr><td>16</td><td>令和 2 年 4 月 18 日</td><td>神奈川県中郡大磯町</td><td>死者 0 名
負傷者 0 名</td><td>全壊 0 棟
半壊 2 棟</td><td>F0</td></tr>
</table></td><td>Ｐ２９７
第１１章　竜巻等突風災害対策
第１節　竜巻の概要
（略）
第１　竜巻の概要
竜巻の発生件数は、年間１０数個から２０数個程度であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り７回になります。

＜主な突風被害＞

（表に追加）</td></tr>
</table>

新	旧
（出典：気象庁ホームページ） （略）	（出典：気象庁ホームページ） （略）
第１１章　竜巻等突風災害対策 **第２節　竜巻注意情報** （略） **第２　竜巻注意情報の予測精度** 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は５％程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は３０％程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 **第３　竜巻注意情報の発表回数** 竜巻注意情報の発表は、全国で約○○○回／年（令和６年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は○回）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） （略） **第４　段階的な気象情報の発表** （略） **【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】**	Ｐ２９９ **第１１章　竜巻等突風災害対策** **第２節　竜巻注意情報** （略） **第２　竜巻注意情報の予測精度** 竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。 適中率は５％程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は２０％～３０％程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。 **第３　竜巻注意情報の発表回数** 竜巻注意情報の発表は、全国で約９４３回／年（令和２年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は３回）となっています。 （出典：気象庁ホームページ） （略） **第４　段階的な気象情報の発表** （略） **【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】**

新	旧
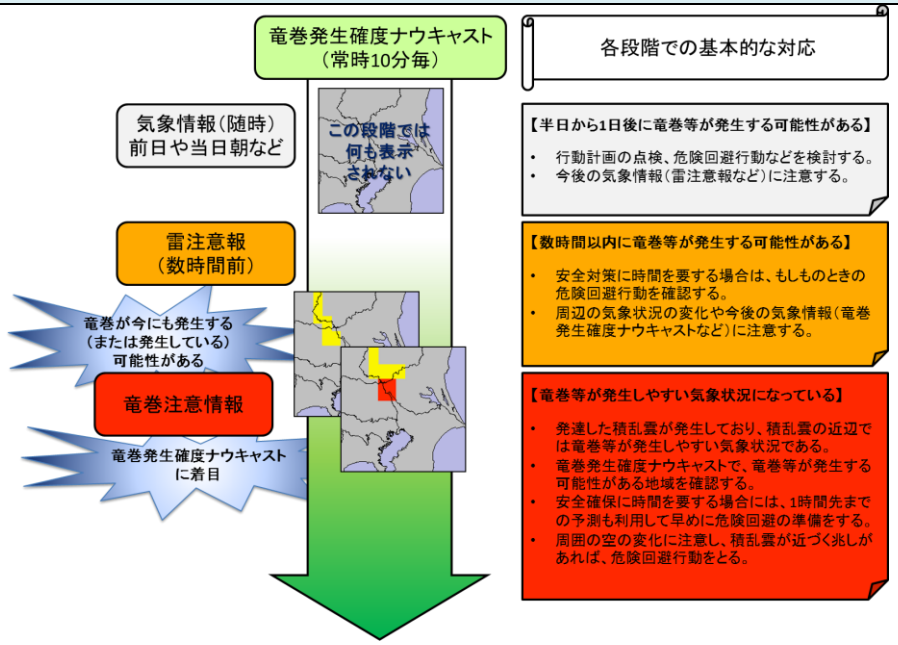 竜巻発生確度ナウキャスト（常時10分毎） 各段階での基本的な対応 気象情報（随時）前日や当日朝など この段階では何も表示されない 【半日から1日後に竜巻等が発生する可能性がある】 ・行動計画の点検、危険回避行動などを検討する。 ・今後の気象情報（雷注意報など）に注意する。 雷注意報（数時間前） 【数時間以内に竜巻等が発生する可能性がある】 ・安全対策に時間を要する場合は、もしものときの危険回避行動を確認する。 ・周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻発生確度ナウキャストなど）に注意する。 竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性がある 竜巻注意情報 【竜巻等が発生しやすい気象状況になっている】 ・発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では竜巻等が発生しやすい気象状況である。 ・竜巻発生確度ナウキャストで、竜巻等が発生する可能性がある地域を確認する。 ・安全確保に時間を要する場合には、1時間先までの予測も利用して早めに危険回避の準備をする。 ・周囲の空の変化に注意し、積乱雲が近づく兆しがあれば、危険回避行動をとる。 竜巻発生確度ナウキャストに着目 （略）	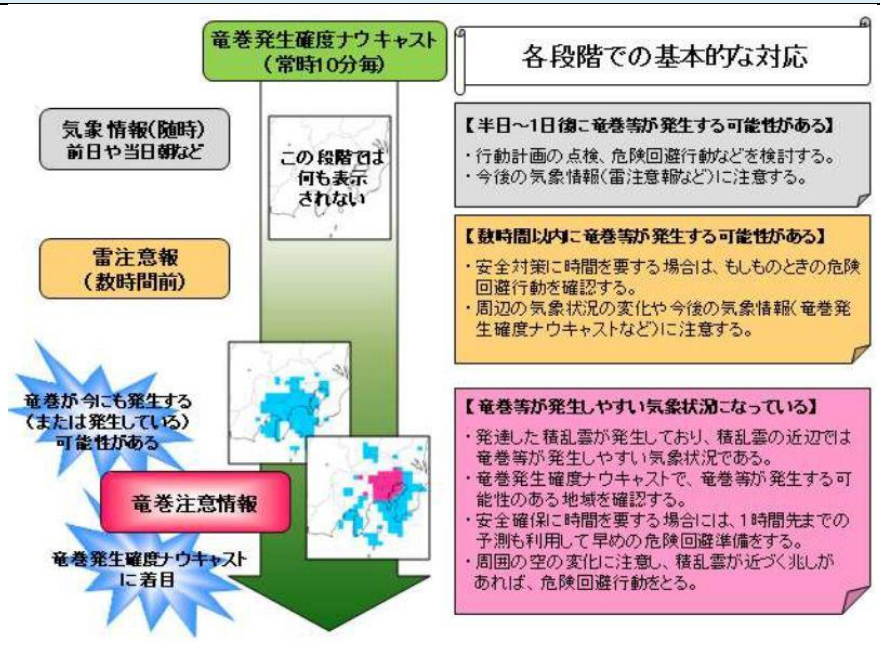 竜巻発生確度ナウキャスト（常時10分毎） 各段階での基本的な対応 気象情報（随時）前日や当日朝など この段階では何も表示されない 【半日～1日後に竜巻等が発生する可能性がある】 ・行動計画の点検、危険回避行動などを検討する。 ・今後の気象情報（雷注意報など）に注意する。 雷注意報（数時間前） 【数時間以内に竜巻等が発生する可能性がある】 ・安全対策に時間を要する場合は、もしものときの危険回避行動を確認する。 ・周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻発生確度ナウキャストなど）に注意する。 竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性がある 竜巻注意情報 【竜巻等が発生しやすい気象状況になっている】 ・発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では竜巻等が発生しやすい気象状況である。 ・竜巻発生確度ナウキャストで、竜巻等が発生する可能性のある地域を確認する。 ・安全確保に時間を要する場合には、1時間先までの予測も利用して早めの危険回避準備をする。 ・周囲の空の変化に注意し、積乱雲が近づく兆しがあれば、危険回避行動をとる。 竜巻発生確度ナウキャストに着目 （略）